

恵庭市市民参加推進方針（案）

令和 8（2026）年〇月

恵庭市

目次

第1章 基本的事項

1. 策定の背景	P1
2. 策定の主旨	P3
3. 方針の位置づけ	P3
4. 推進期間	P3

第2章 市民参加の基本的な考え方

1. 市民参加の定義	P4
2. 市民参加の基本原則	P4
3. 市民参加の手法	P4
4. 参加しやすい環境整備	P6

第3章 市民参加の運用

1. 市民参加を要する事業の分類	P8
2. 市民参加手法の選択	P14
3. 市民参加の確認	P16

第4章 推進体制

【様式1】市民参加チェックシート	P23
【参考資料】市民参加の主な手法（機能別）	P25
【参考資料】恵庭市まちづくり基本条例（抜粋）	P30

第1章 基本的事項

1. 策定の背景

(1) 社会的背景

日本における市民参加・協働の動きは、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災を契機としたボランティア活動の広がりや、平成10（1998）年の特定非営利活動促進法（NPO法）の成立を経て、全国的に広がりました。こうした中で、市民が地域課題の解決に主体的に関わる機運が高まり、平成12（2000）年の地方分権一括法の施行により、国から地方への権限移譲が進み、地域の実情に応じた自治の実現が求められるようになりました。

こうした流れの中で、全国の自治体では自治基本条例やまちづくり基本条例の制定が相次ぎ、市民・議会・行政それぞれの役割と責任を明確にしながら、協働によるまちづくりを推進する取り組みが広がっています。行政だけでは対応しきれない多様化・複雑化する地域課題に対し、市民が主体的に参加し、行政とともに解決策を考え実行していく「市民参加・協働」の仕組みは、今日の地方自治において不可欠な基盤となっています。

(2) 本市における市民参加の取り組みの経緯

本市では、特に平成10（1998）年ころから、市民の持つ知識や経験、創造性を生かして、地域活動やまちづくりに自主的にかかわろうとする動きが芽生えてきました。花のまちづくり活動に代表されるように、市民が主体となった取り組みが地域に根差した形で積み重ねられてきました。

こうした市民主体の動きが広がる中、行政としても市民参加・協働を後押しする仕組みづくりに取り組むことが求められるようになりました。第3次恵庭市行政改革大綱（平成16～18年度）において初めて「市民参加と市民との協働」を推進項目として明示し、「市民とともに築く効率的で開かれた行政システムの実現」をスローガンに掲げ、行政として本格的に取り組むを進めてきました。この取り組みの中で、平成16（2004）年5月に「恵庭市市民参加推進基本指針」を策定し、行政内部における市民参加の統一的な取り組み方針を示しました。また、平成17（2005）年4月にはパブリックコメント制度実施要綱を施行し、政策形成過程への市民参加の機会を全庁共通のルールとして制度化しました。

続く第4次恵庭市行政改革推進計画（平成19～21年度）では「市民サービスの向上と協働の確立」を推進項目に掲げ、パブリックコメント制度の運用定着や市民活動団体に対する支援制度の創設などを進めました。また、市民協働指針検討委員会での議論を重ねた末、平成20（2008）年に「市民と行政の協働のまちづくり指針」を策定しました。この指針は、市民と行政が対等なパートナーとして役割を分担しながらまちづくりを進めるための基本的な考え方と原則を示したものです。

第5次恵庭市行政改革推進計画（平成24～27年度）では「政策形成過程への市民参加」を推進項目として位置づけ、行政評価マニュアルに市民参加度チェックマニュアルを組み込むことで、全庁的な市民参加の仕組みを整備しました。また、「まちづくりの担い手となる市民活動組織の育成」として市民活動センターの設置や、「広報広聴活動の充実」として市民の広場の開催など、市民参加の基盤づくりを幅広く進めました。

そして、平成25（2013）年10月には、市民委員会での丁寧な議論を経て、「恵庭市まちづくり基本条例」が制定されました。本条例は、市民・議会・市それぞれの役割と責任を定め、市民参加・協働によるまちづくりを本市におけるまちづくりの基本として位置づけるものです。

その後、第6次恵庭市行政改革推進計画（平成28～令和2年度）及び第7次恵庭市行政改革推進計画（令和3～7年度）においても、行政評価マニュアルに基づく市民参加度チェックの運用を継続するとともに、市民ニーズ把握の手法の検討や公民連携の推進など、市民参加の取り組みを発展させてきました。

このように、本市は長年にわたり市民参加・協働の仕組みを段階的に整備・発展させてきました。

（3）現在の課題

本市では、平成16（2004）年以降、市民参加・協働の仕組みの整備を段階的に進めてきました。パブリックコメント制度の導入や行政評価マニュアルへの市民参加度チェックの組み込みなど、個別の制度や仕組みは着実に運用されてきました。

一方で、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、透明性と公平性を確保した行政運営を行うためには、市民との協働が不可欠です。第6期恵庭市総合計画（以下「総合計画」という。）基本構想では、目指すまちの姿として「さまざまな立場の人が参加しやすい地域コミュニティがあり、年齢や背景の違いを超えて多様な市民がつながった市民主体のまち」を掲げており、引き続き幅広い市民の参加機会の確保が求められています。

また、全国的な人口減少を背景に、地域活性化の観点から、観光等で本市を訪れる「交流人口」や、継続的に地域と関わりを持つ「関係人口」の存在が社会的に注目されており、多様な人々との関わりを創出していく時代の潮流も捉えていく必要があります。加えて、社会全体のデジタル化が加速する中、ICTを活用した参加手法への対応も必要となっています。

こうした課題を踏まえ、市民参加の基本的な考え方や手法、庁内の運用ルールを体系的に整理し、全庁的に統一した方針のもとで市民参加を推進していくことが必要です。

2. 策定の趣旨

本市では、「恵庭市まちづくり基本条例」に基づき、「市民が主役となるまちづくり」の実現を目指してきました。

また、恵庭市行政改革大綱 2026（以下「大綱」という。）では、6つの推進項目の一つとして「市民との協働によるまちづくりの推進」を掲げ、「政策の企画・立案・評価などの各段階において市民の声を反映する仕組みを整備する」ことを方針として示しています。

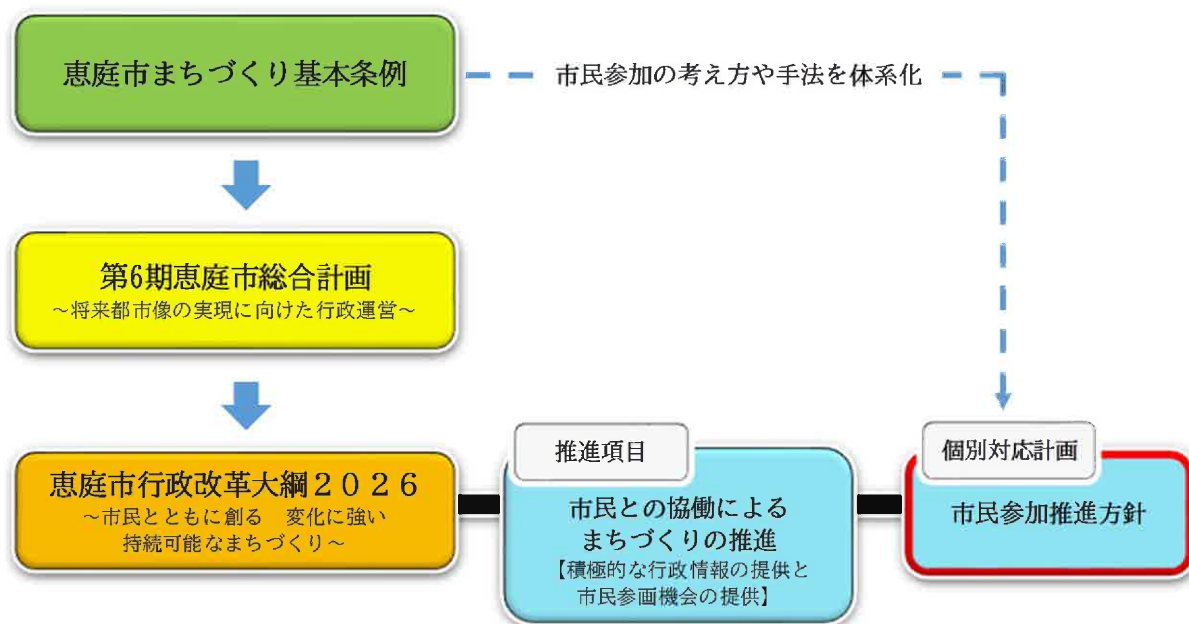
本方針は、これらの理念・規定を実効的に推進するため、市民参加の基本的な考え方・手法・手続きを体系的に整理し、全庁的な市民参加の標準化と質的向上を図ることを目的として策定するものです。

3. 方針の位置づけ

恵庭市まちづくり基本条例は、本市におけるまちづくりの基本として、市民参加・協働の理念と原則を定めています。

総合計画は、市の最上位計画として各種個別計画や行政施策の基本的な方向性を示すものであり、大綱は、この総合計画を行政運営の観点から下支えするものとして位置づけられています。

本方針は、まちづくり基本条例の理念に基づき、大綱の推進項目「市民との協働によるまちづくりの推進」に対応する個別計画として、市民参加の基本的な考え方や手法等を整理し、庁内で統一的に取り扱うための指針です。



4. 推進期間

本方針は、令和8（2026）年度を始期として運用するものとします。なお、必要に応じて見直しを行うものとし、その際は行政改革推進委員会の意見を聴くものとします。

第2章 市民参加の基本的な考え方

1. 市民参加の定義

(1) 市民

本方針における「市民」とは、まちづくり基本条例第2条第1号に基づき、市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人、市内で活動する法人や団体又は個人をいいます。

(2) 市民参加

本方針における「市民参加」とは、市民がまちづくりに関する政策の企画・立案・実施・評価の各段階において、意見を述べたり、提言したり、または協働してまちづくりに関わることをいいます。

なお、まちづくり基本条例第2条第5号において、「参画」とは「参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わること」と定義されており、本方針における市民参加はこの精神を含むものとします。

2. 市民参加の基本原則

本方針における市民参加の基本原則は、まちづくり基本条例第4条に定める「まちづくりの基本原則」に基づき、次の3つとします。

(1) 協働の推進

まちづくりは、市民・議会・市が協働して行います。市民参加にあたっては、それぞれが対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動することを基本とします。

(まちづくり基本条例第4条第1項、第2条第4号)

(2) 機会の平等保障

すべての市民が等しくまちづくりに参画できる機会を保障します。

(まちづくり基本条例第4条第2項)

(3) 情報の共有

まちづくりに関する情報は、市民・議会・市が相互に共有します。市は、市政に関する意思決定の過程を明らかにし、市民への説明責任を果たします。

(まちづくり基本条例第4条第3項、第18条)

3. 市民参加の手法

本方針では、まちづくり基本条例を踏まえ、市民参加の手法が持つ機能を行政の視点から次の5つに整理します。実際の手法は、いずれか一つの機能に限定されるものではなく、複数の機能を併せ持つものがあります。

【5つの機能】

機 能	説 明	条例根拠
①情報を提供する	まちづくりに関する情報を市民に積極的に提供する	第 17 条
②理解を深める	専門性の高い情報を分かりやすく説明し、市民の理解を促進する	第 18 条
③意見を求める	市民が意見を述べる場を設け、意見を求める	第 9 条第 3 項、 第 15 条
④協議する	市民と市が対話・議論する場を設ける	第 9 条第 3 項、 第 12 条、第 27 条
⑤提言・提案を受ける	市民が主体的に提言・提案を行う場を設ける	第 9 条第 3 項

【手法と機能の対応表】

手 法	① 情報提供	② 理解促進	③ 意見聴取	④ 協議する	⑤ 提言/提案
広報誌・HP・SNS等	◎				
町内会回覧板・掲示板	◎				
ポスター・チラシ・広告等	◎				
出前講座	○	◎	○		
シンポジウム・フォーラム・講演会	○	◎	○		
市民説明会	○	◎	◎		
パブリックコメント	○		◎		
公聴会	○		◎		
アンケート調査			◎		
市民の声			◎		○
生活環境改善要望			◎		
審議会・協議会・委員会等	○	○	◎	◎	◎
市民会議		○	◎	○	◎
ワークショップ		○	◎	○	○
市民の広場 2.0	○	○	◎	○	○
運営協議の場	○	○	○	◎	

市長へのまちづくり提言					◎
まちの政策市民提案制度（案）					◎
まちづくりチャレンジ協働事業				○	◎
共創プロジェクト		○	○	◎	◎

凡例：◎ 主たる機能 ○ 副次的な機能

※市民参加手法の概要は P22～P26 参照

4. 参加しやすい環境整備

まちづくり基本条例第 4 条第 2 項では、市民がまちづくりに参画する機会は平等に保障されることを定め、第 12 条では、市民が参画しやすい環境づくりに努めることを市の責務としています。

市民参加の実効性を高めるためには、手法を整備するだけでなく、すべての市民が参加しやすい環境を整えることが重要です。市は、以下の 3 つの視点から、事業の内容や規模に応じて、可能な範囲で参加しやすい環境整備に努めます。

なお、以下の取り組みは、すべてを一律に実施するものではなく、事業の特性や対象となる市民の状況等を踏まえ、適切な取り組みを選択して実施するものとします。

【視点 1：時間・方法の多様化】

取り組み	内 容
①多様な参加方法の提供	対面・オンライン・紙媒体など、複数の参加手段を用意し、市民が自分に合った方法で参加できるようにする
②開催日時の工夫	平日夜間・休日開催等、仕事や子育て等で日中の参加が難しい市民にも配慮した日程を設定する
③デジタル活用と情報格差への配慮	I C T を通じた意見募集や情報共有を推進するとともに、デジタル機器の利用が困難な市民にも紙媒体等を併用し、情報格差が生じないよう配慮する

【視点 2：内容・進行の工夫】

取り組み	内 容
④分かりやすい資料の作成	専門用語を避け、図表等を活用した分かりやすい資料を作成し、市民が内容を理解したうえで参加できるようにする
⑤参加しやすい手法の活用	ワークショップなど、市民が気軽に意見を出しやすい手法を積極的に活用する

⑥十分な検討期間の確保	市民が情報を理解し、意見を検討するために必要な期間を確保する
⑦参加の心理的ハードルの低減	初めて参加する市民でも気軽に参加できるよう、アイスブレイクや少人数グループでの対話など、雰囲気づくりや進行の工夫を行う

【視点３：多様な市民への配慮】

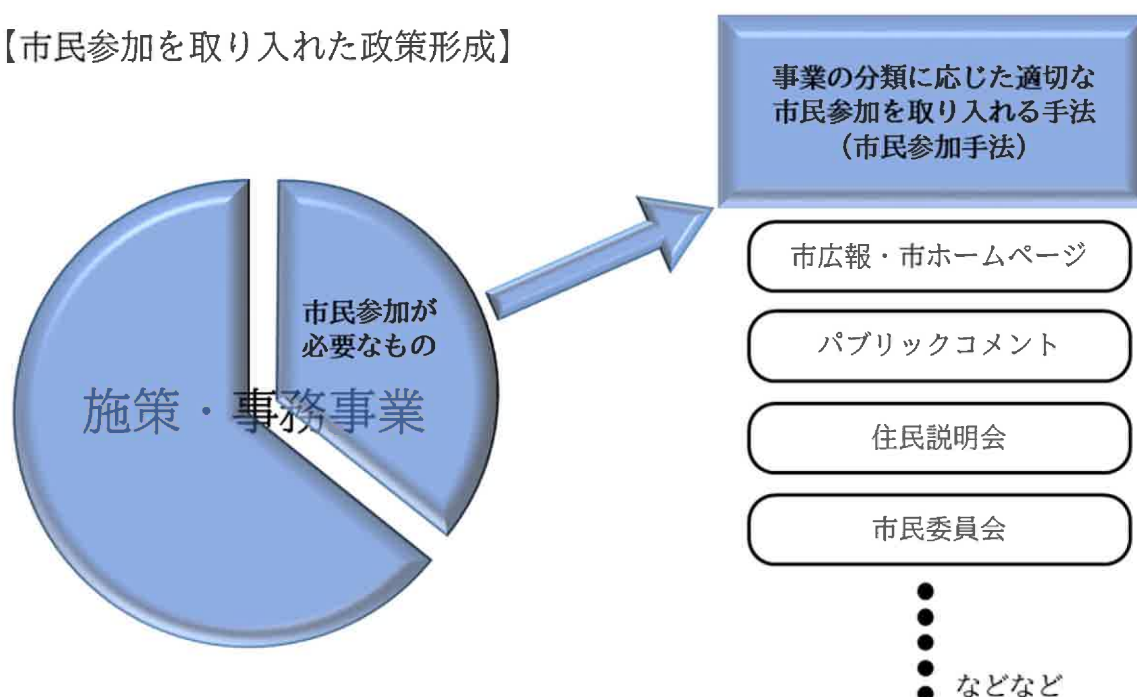
取り組み	内 容
⑧会場のアクセスへの配慮	公共交通機関で来場しやすい会場の選定や、バリアフリーに配慮した会場を確保する
⑨女性や多様な性への配慮	男女共同参画の視点を持ち、審議会等の委員への女性の積極的な登用や、性別にとらわれない柔軟な対応などにより、女性の意見反映と多様な性を尊重する環境を整える
⑩子育て世代への配慮	託児サービスの提供や子連れでも参加しやすい環境を整えることで、子育て中の市民の参加を促す
⑪子どもの参加への配慮	年齢に応じた分かりやすい資料の作成や、学校等でのアンケート調査、ワークショップなど参加しやすい手法を活用する
⑫障がいのある方への配慮	手話通訳、要約筆記、資料の拡大文字対応など、障がいのある方が参加しやすい合理的配慮を行う
⑬外国人市民への配慮	やさしい日本語の使用や多言語対応により、外国人市民も参加しやすい環境を整える

第3章 市民参加の運用

市の施策や事業は多岐にわたっており、すべての場合において市民参加の場を設けることには自ずと限界があります。また、国の制度に基づき市の裁量の余地がないものや、迅速な対応を要する事業（市民参加の手続きを設ける時間的余裕がない事業）の場合があるほか、組織、人事、財務その他専ら市内部の管理及び運営に関する計画等については、直接的に市民生活へ影響を及ぼさないものもあります。

そのため、施策や事業の性格・内容ごとに、どのような場合に市民参加を求めるか、市民参加を求める場合にどのような手法が必要かについて、判断基準を設け、市民参加の標準化を図ります。

【市民参加を取り入れた政策形成】



1. 市民参加を要する事業の分類

市民参加の手法を取り入れながら政策形成を図っていくためには、事業をその目的・性格・内容に応じて典型的に整理することが重要です。事業は「計画策定事業」「ソフト事業」「ハード事業」といった大まかな分類を行い、その後さらに細かな視点で細分類することによって適切な市民参加手法を選択します。

具体的には、「市民と市との協働」の度合い・必要性や、地方自治体としての裁量の余地の有無、迅速な対応の要否などに応じて、区分Ⅰ（協働の度合い：高）から区分Ⅳ（協働の度合い：なし）に細分類し、適切な市民参加手法を選択します。

(1) 事業の分類

分 類	内 容
計画策定事業	各種計画の策定に関する事業
ソフト事業	制度・サービス等に関する事業
ハード事業	施設整備・建設等に関する事業

(2) 市民参加度区分

区 分	IV	III	II	I
協働の度合い	なし	低	中	高



(3) 市民参加度判定フロー図

各事業の所管課は、以下の判定フロー図により、事業の大分類ごとに市民参加度区分（区分Ⅰ～Ⅳ）を判定します。判断における主要な視点は以下のとおりです。

① 市の裁量の有無

市の裁量の余地がないか非常に少ない事業（国の制度に沿って行うもの等）は、市独自の判断で変更できないため「区分Ⅳ」とし、市民参加を要しません。

② 迅速な対応の要否

災害や感染症対策など、市民の生命や生活を守るために迅速な対応が求められ、市民参加の手続きを設ける時間的余裕がない事業は「区分Ⅳ」とします。

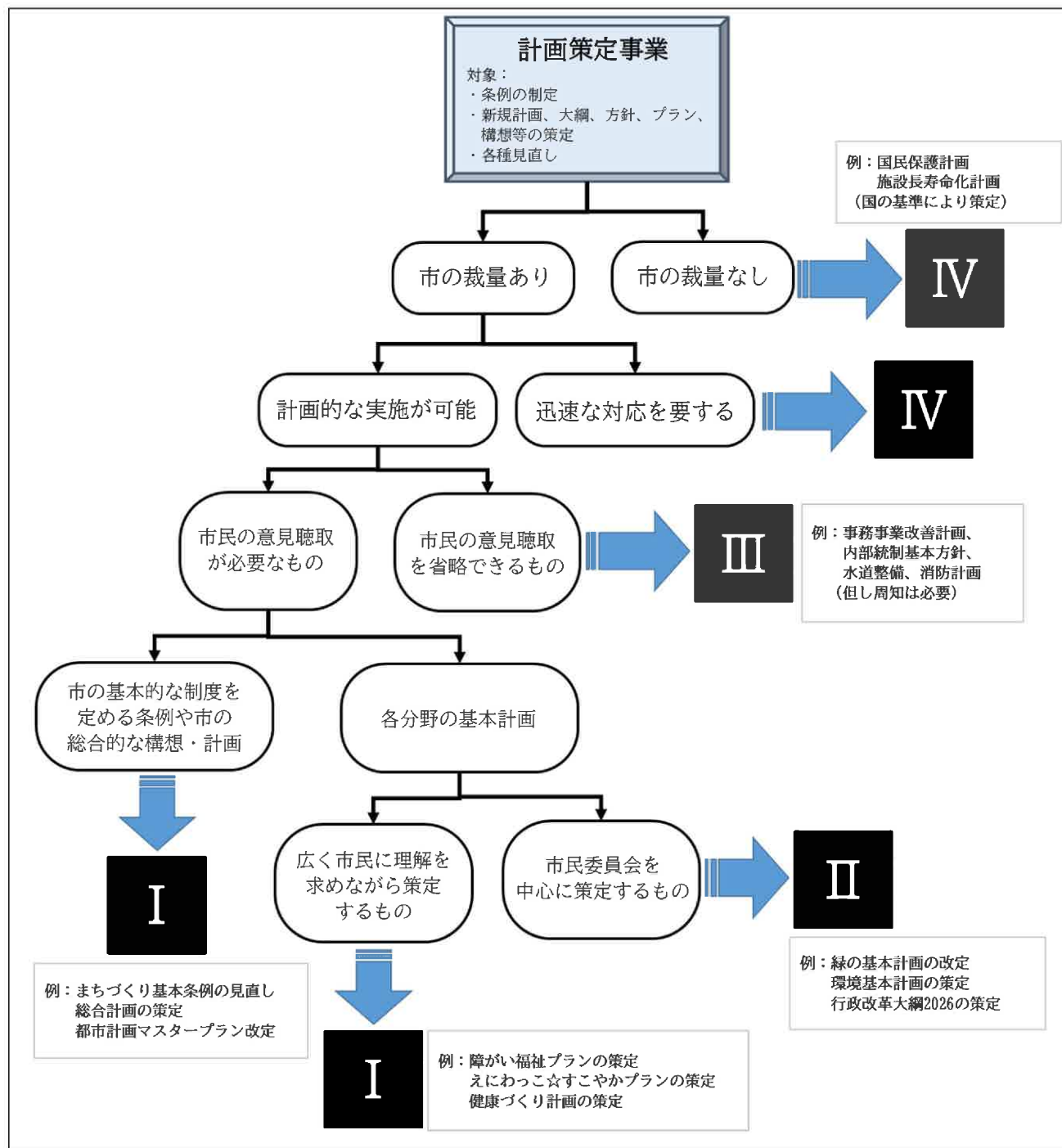
③ 市民の意見聴取の要否

前項②の迅速な対応を要さない事業（計画的な実施が可能な事業）のうち、ライフラインや安全の確保に関する計画策定、または既に市民合意の下で決定されていた個別計画に基づく施策実施の場合は、改めての意見聴取を省略できるものとして「区分Ⅲ」とし、原則として市民参加を要しません。

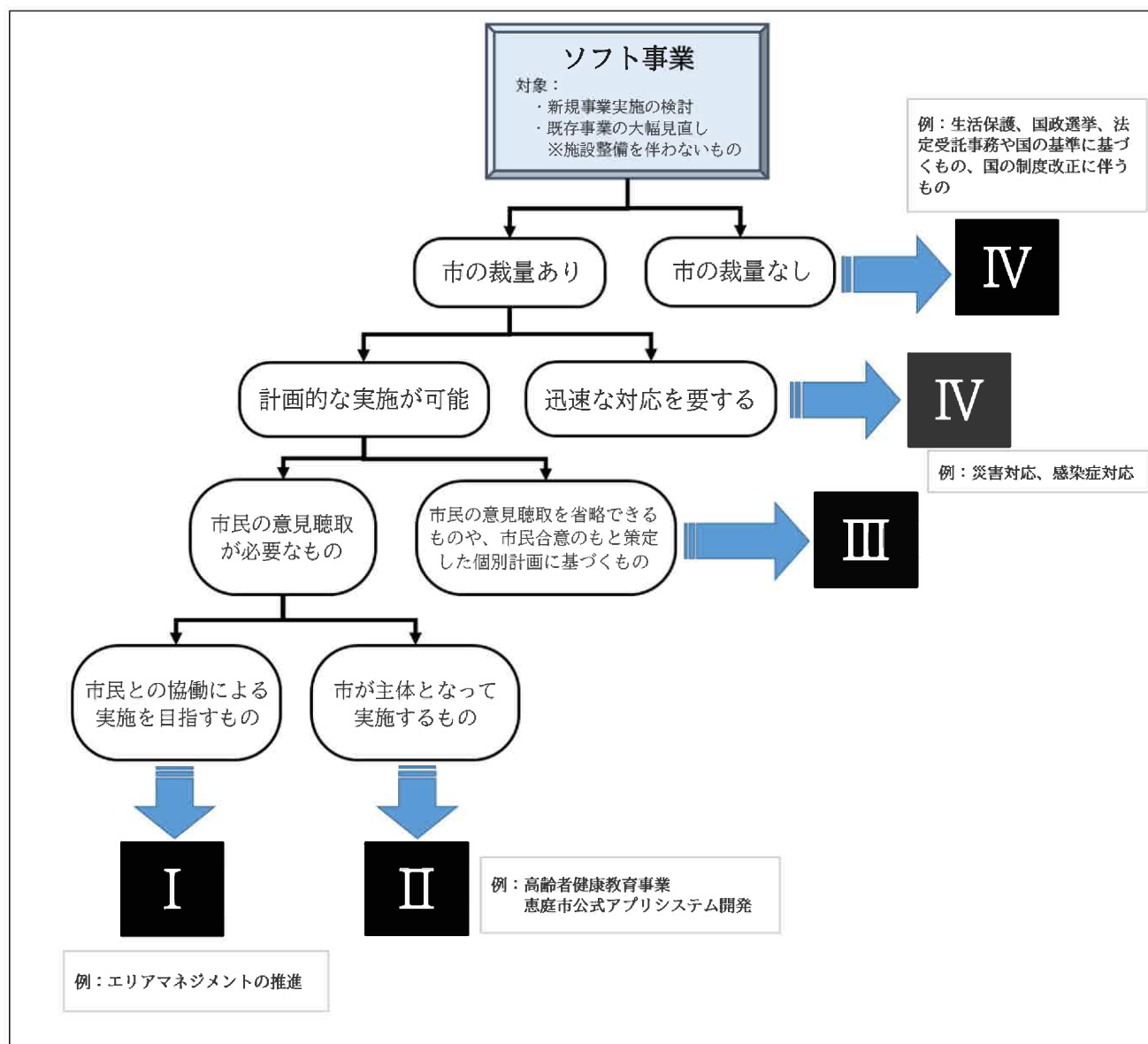
④ 市民参加手法の選択（協働の度合い）

市民委員会等の設置による意見聴取を中心に進める事業は「区分Ⅱ」、広く市民から意見聴取して進める事業は「区分Ⅰ」とします。「区分Ⅱ」から「区分Ⅰ」になるにしたい、より市民参加を取り入れる度合いを高くしています。

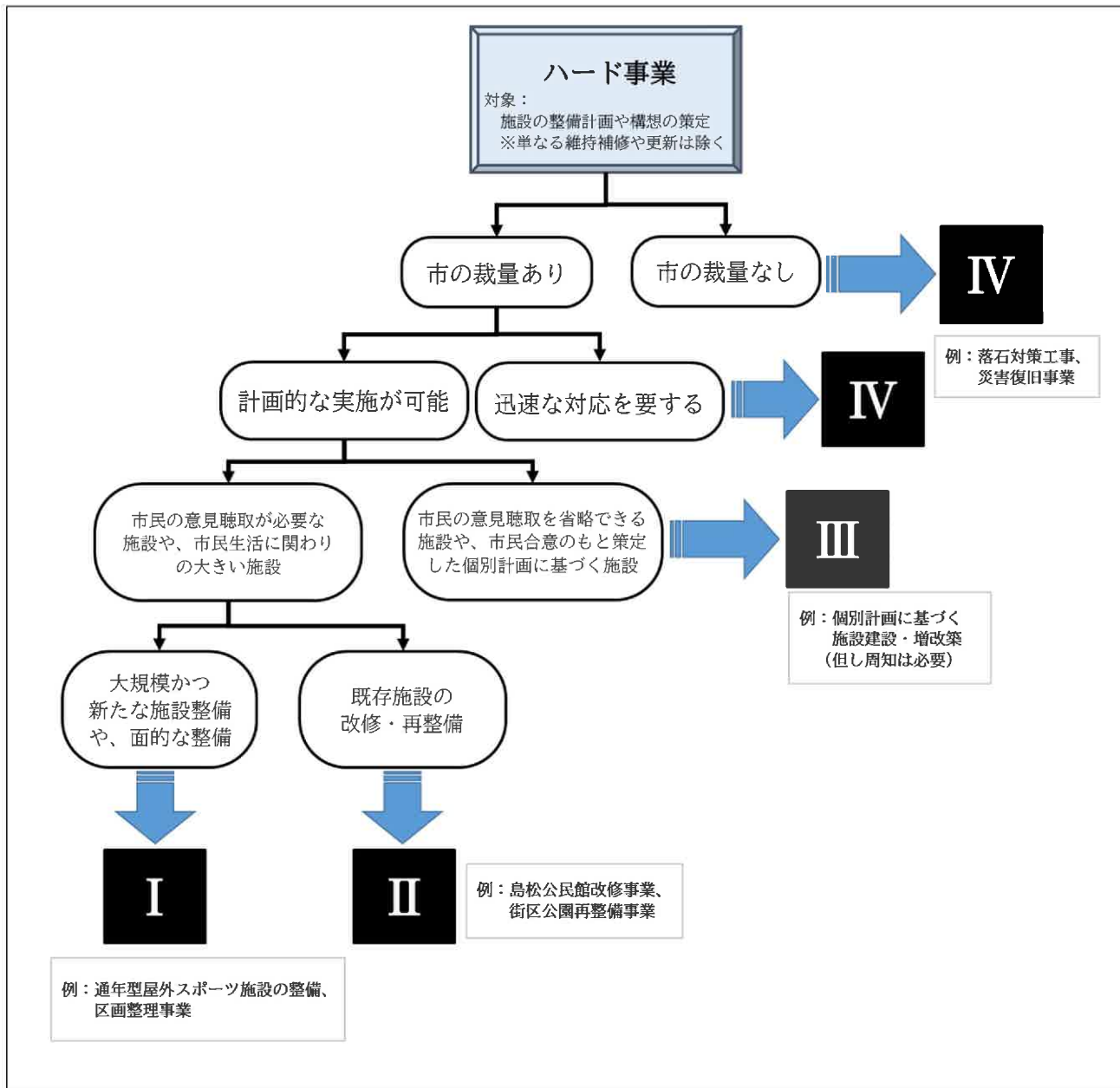
① 計画策定事業の場合の判定フロー



② ソフト事業の場合の判定フロー



③ ハード事業の場合の判定フロー



2. 市民参加手法の選択

判定フロー図により市民参加度区分を判定した後、各事業の所管課は、施策や事業の類型に応じて適切な市民参加手法を選択します。

政策形成段階に市民参加を得ることが必要な場合にあっては、どのような手法を選択すべきかは、施策や事業の類型によって異なり、一律に同じ手続きで行うことはできません。また、必ずしもいずれか単一の手続きで済むというわけではなく、できるだけ異なる手法の市民参加の機会をいくつか設けることが望ましい場合もあります。

すなわち、市民参加手法の選択は、その事業目的がどれくらい市民生活に関わりが深いか、あるいは市民と市との協働が事業の実施にどれくらい重要かといった要素に影響されることになります。

一応の目安として、区分ごとの市民参加手法を以下に示します。

区 分	協働の度合い	市民参加手法
区分Ⅰ	高	広報誌掲載、市民説明会、パブリックコメント、ワークショップ、審議会等の複数の手法を組み合わせる
区分Ⅱ	中	広報誌掲載、パブリックコメント、アンケート調査、審議会等の手法を活用する
区分Ⅲ	低	情報提供を中心とし、必要に応じて意見募集を行う
区分Ⅳ	なし	原則として、市民参加を要しない(法令に基づく事務、迅速な対応等)

政策形成過程における事業分類と市民参加手法の対応表

事業分類 市民参加手法		計画策定事業				ソフト事業				ハード事業			
		I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
① 情報提供	SNS・町内会回覧板・掲示板等・ポスター・チラシ・広告等	◎	○			○	○			○	○		
	広報誌への掲載（事業概要等）	◎	○			◎	○			◎	○		
	ホームページへの掲載（事業概要等）	◎	◎	○		◎	○	○		◎	◎		
	シンポジウム・フォーラム・講演会	○				○	○			○	○		
	市民説明会	○				○	○			○	○		
	パブリックコメント	○	○										
	公聴会	○	○			○	○			○	○		
	審議会・協議会・委員会等	○	○			○	○			○	○		
	運営協議の場	○	○			○	○			○	○		
② 理解促進	シンポジウム・フォーラム・講演会	○				○	○			○	○		
	市民説明会	○				○	○			○	○		
	審議会・協議会・委員会等	○	○			○	○			○	○		
	市民会議	○	○			○	○			○	○		
	ワークショップ	○	○			○	○			○	○		
	運営協議の場	○	○			○	○			○	○		
③ 意見聴取	シンポジウム・フォーラム・講演会	○				○	○			○	○		
	市民説明会	○				○	○			○	○		
	パブリックコメント	◎	◎										
	公聴会・アンケート調査	◎	○			◎	○			◎	○		
	審議会・協議会・委員会等	○	○			○	○	○		○	○		
	市民会議	○	○			○	○			○	○		
	ワークショップ	○	○			○	○			○	○		
	運営協議の場	○	○			○	○			○	○		
④ 協議する	審議会・協議会・委員会等	◎	◎			◎	○			◎	○		
	市民会議	○	○			○	○			○	○		
	ワークショップ	○	○			○	○			○	○		
	運営協議の場	○	○			○	○			○	○		
⑤ 提言／提案	審議会・協議会・委員会等	○	○			○	○			○	○		
	市民会議	○	○			○	○			○	○		
	ワークショップ	○	○			○	○			○	○		

【凡例】 「◎」：原則として取り入れることが必須の市民参加手法
「○」：取り入れることが望ましい市民参加手法

なお、市民参加の機会を設ける時期の設定については、事業スケジュール等との時間的整合性をよく勘案した工程表を作成することが大切です。

3. 市民参加の確認

政策形成過程の透明化を図るにあたって、事業の種類に応じた市民参加の機会が確保されているかどうかを市自らがチェックすることが必要です。また、事業を自ら企画・実施する部門以外において客観的にチェックできることが望ましいことになります。

市民参加の機会を設ける必要があるかどうか、ある場合にはその機会が確保されているかどうか、いつ・どのような手法の市民参加なのかといったことを、できるだけ早い段階で明らかにしておく必要があります。

(1) チェック体制

① 事業所管課によるチェック

各事業の所管課は、事業の計画段階及び実施後において、本方針に基づき市民参加の必要性和適切な手法を自らチェックします。

② 企画部門によるチェック

企画部門は、事業所管課が実施したセルフチェックの内容を確認し、市民参加の機会が適切に確保されているかを確認します。また、確認した内容を行政改革推進本部、行政改革推進委員会に報告し、意見等があれば、必要に応じて事業所管課に対して市民参加手法の見直しや追加を求めます。

③ チェック結果の記録と公表

市民参加チェックの結果は集約し、市ホームページで公表することで、透明性を確保します。

(2) 市民参加チェックの時期

① 次年度の業務管理工程表作成時

⇒重点事項や懸案事項の対応スケジュールを確認するとき（毎年３月頃）

② 中間報告時の業務管理工程表作成時

⇒重点事項や懸案事項の進捗状況を確認するとき（毎年９月頃）

※業務管理工程表に追加掲載された事業などが対象

これにより、政策形成の早い段階から市民参加の機会を確保し、市民の意見を適切に反映させることができます。

(3) 市民参加チェックシートの作成

市民参加度区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」となった場合には、市民参加チェックシートを作成します。市民参加チェックシートには、以下の内容を記載します。

事前確認時	
① 事業概要	事業の目的、内容、スケジュール等を記載します。
② 事業期間	事業期間を年度単位で記入します。複数年度にわたる場合は、「○年度～○年度」の形式で記入します。
③ 市民参加手法の実施計画	該当の事業分類の区分の行に、市民説明会、パブリックコメント、アンケート調査、審議会等、計画している市民参加手法を黄塗りします。
実績確認時	
④ 実施結果	事業終了後、所管課において計画通りに市民参加手法を導入したか確認します。実施しなかった（できなかった）場合は、その理由を記入します。

(4) 市民参加チェックシートの提出

市民参加チェックシートは、事業所管課が作成し、部内決裁を受けたうえで企画部門に提出します。提出時期は、次年度の業務管理工程表の作成時、中間報告時の業務管理工程表作成時（追加掲載した事業など）とします。

(5) 市民参加の実施状況の確認

市民参加チェックにおいて、事業所管課で計画した市民参加手法が適切かを確認するとともに、事業実施後には、計画した手法が実際に実施されたかどうかを確認します。

（事業実施前）市民参加の計画状況の確認

⇒市民参加チェックシート【様式 1】で計画した市民参加手法が適切な手法かを企画部門が確認し、行政改革推進本部会議、行政改革推進委員会で報告します。

（事業実施後）市民参加の実施状況の確認

⇒市民参加チェックシート【様式 1】で計画していた市民参加手法が実際に実施されたかどうかを企画部門が確認し、行政改革推進本部会議、行政改革推進委員会で報告します。

(6) 確認結果の公表

市民参加チェックシート【様式 1】は、行政改革推進委員会への報告後に公表します。

市民参加チェック（概要）

市民参加チェックの対象

≪ 以下の政策形成を予定している場合 ≫

計画策定事業

- ・ 条例の制定
- ・ 計画等の策定
- ・ 条例、計画等の見直し

ソフト事業

- ・ 新規事業実施の検討
- ・ 既存事業の大幅な見直し
- ※施設整備を伴わないもの

ハード事業

- ・ 施設の整備計画や構想の策定
- ※単なる維持補修や更新は除く

各部の業務管理工程表に掲載される事業が対象

※ただし、組織、人事、財務その他専ら市内部の管理及び運営に関する計画や事業は対象外。

1 事前確認

- ①次年度の業務管理工程表作成時（又は中間報告作成時）に所管課において事業の市民参加度区分を判定（Ⅰ～Ⅳの4段階）
- ②「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」となった事業は、市民参加チェックシート【様式1】を作成
- ③企画部門で集約し確認した後、行政改革推進本部会議、行政改革推進委員会で報告
- ④意見等があれば所管課にフィードバック

2 政策等を策定

意見等を踏まえて、企画立案段階で適切な市民参加手法を取り入れて政策等を策定

（主な手法）

- ・ 情報を提供する（広報誌、HP、SNS、回覧板等）
- ・ 理解を深める（出前講座、シンポジウム、市民説明会等）
- ・ 意見を求める（パブリックコメント、アンケート調査、市民会議等）
- ・ 協議する（審議会、運営協議の場等）
- ・ 提言・提案を受ける（審議会、市民会議等）

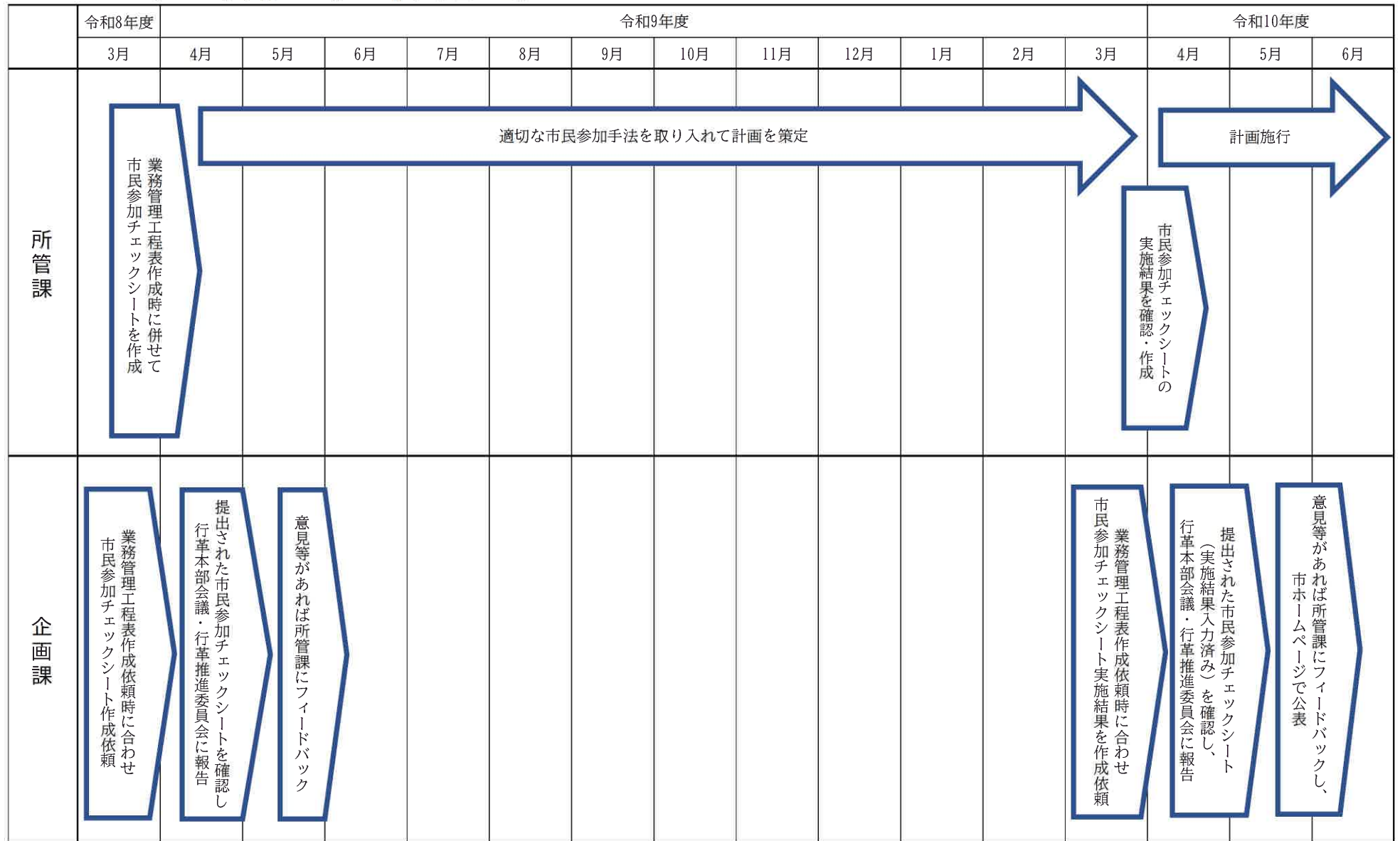
3 実績確認

- ①所管課において市民参加チェックシート【様式1】の実施結果欄を入力
- ②企画部門で集約し確認した後、行政改革推進本部会議、行政改革推進委員会で報告
- ③意見等があれば所管課にフィードバック
- ④市民参加チェックの結果は市ホームページで公表

(7) スケジュール

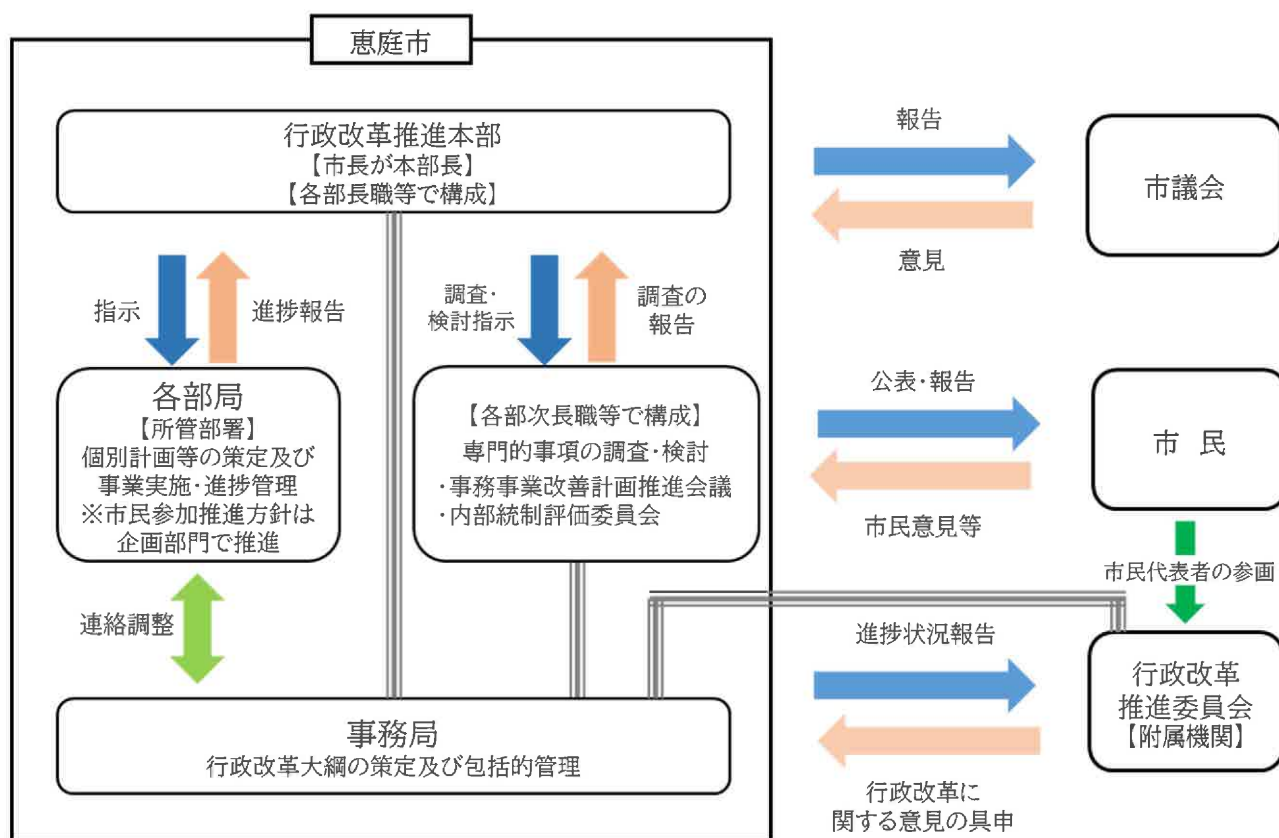
政策形成事業実施前年度	事業検討	番号	実施時期	実施主体	実施内容	備考
		①	3月中旬～3月下旬	所管課	業務管理工程表掲載事業（次年度当初）について、市民参加度区分を判定 市民参加度区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」に該当する事業を含む場合、事業ごとに市民参加チェックシート【様式1】を作成し、企画部門に提出	事務局（企画部門）より業務管理工程表（次年度当初）と併せて作成依頼
政策形成事業実施年度	事業実施（政策形成）	②	4月上旬～4月中旬	企画部門	市民参加チェックシート【様式1】を取りまとめ	
		③	5月上旬	行政改革推進本部	【様式1】取りまとめ結果の報告	
		④	5月下旬	行政改革推進委員会	【様式1】取りまとめ結果の報告	行政改革推進委員会資料として【様式1】公表
		⑤	6月上旬	企画部門	③～④において各事業の市民参加手法に意見等が出された場合、所管課に通知	所管課は政策形成過程に意見等を取り入れることを検討する
		⑥	9月中旬～10月中旬	所管課	業務管理工程表（中間報告）作成時に追加掲載した事業について、市民参加度区分判定 市民参加度区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」に該当する事業は市民参加チェックシート【様式1】を作成し、企画部門に提出	事務局（企画部門）より業務管理工程表（中間報告）と併せて依頼
		⑦	10月中旬	企画部門	⑥において提出された【様式1】を事務局（企画部門）において確認。不備等があれば所管課に通知	
		⑧	3月中旬～3月下旬 ※次年度の①と同時に行う	所管課	市民参加チェックシート【様式1】の実施結果欄を入力	業務管理工程表（実績報告）と併せて作成依頼
政策形成事業実施翌年度	・計画施行 ・新規事業開始 等	⑨	4月上旬～4月中旬 ※②と同時に行う	企画部門	市民参加チェックシート【様式1】（実施結果入力済み）を取りまとめ	
		⑩	5月上旬 ※③と同時に行う	行政改革推進本部	【様式1】（実施結果入力済み）取りまとめ結果の報告	
		⑪	5月下旬 ※④と同時に行う	行政改革推進委員会	【様式1】（実施結果入力済み）取りまとめ結果の報告	行政改革推進委員会資料として【様式1】実施結果公表
		⑫	6月上旬 ※⑤と同時に行う	企画部門	⑩～⑪において各事業の実施結果について意見等が出された場合、所管課に通知	
		⑬	6月中旬	企画部門	【様式1】（実施結果入力済み）を市ホームページで公表	

(スケジュール例) 【令和10年度から新たな計画を施工する場合】



第4章 推進体制

全庁的な連携のもと、市が一体となって市民参加の推進に取り組めます。



市 民 参 加 チェ ッ ク シ ー ト

令和 年 月 日作成

担当部課名

事業名

作成者名

事業概要	
------	--

事業期間	
------	--

市民参加手法の実施計画※実施を計画している市民参加手法を黄塗り

事業分類 市民参加手法		計画策定事業		ソフト事業		ハード事業	
		I	II	I	II	I	II
① 情報提供	SNS・町内会回覧板・掲示板・ポスター・チラシ・広告等	◎	○	○	○	○	○
	広報誌への掲載（事業概要等）	◎	○	◎	○	◎	○
	ホームページへの掲載（事業概要等）	◎	◎	◎	○	◎	◎
	シンポジウム・フォーラム・講演会	○		○	○	○	○
	市民説明会	○		○	○	○	○
	パブリックコメント	○	○				
	公聴会	○	○	○	○	○	○
	審議会・協議会・委員会等	○	○	○	○	○	○
	運営協議の場	○	○	○	○	○	○
② 理解促進	シンポジウム・フォーラム・講演会	○		○	○	○	○
	市民説明会	○		○	○	○	○
	審議会・協議会・委員会等	○	○	○	○	○	○
	市民会議	○	○	○	○	○	○
	ワークショップ	○	○	○	○	○	○
	運営協議の場	○	○	○	○	○	○
③ 意見聴取	シンポジウム・フォーラム・講演会	○		○	○	○	○
	市民説明会	○		○	○	○	○
	パブリックコメント	◎	◎				
	公聴会・アンケート調査	◎	○	◎	○	◎	○
	審議会・協議会・委員会等	○	○	○	○	○	○
	市民会議	○	○	○	○	○	○
	ワークショップ	○	○	○	○	○	○
	運営協議の場	○	○	○	○	○	○
④ 協議する	審議会・協議会・委員会等	◎	◎	◎	○	◎	○
	市民会議	○	○	○	○	○	○
	ワークショップ	○	○	○	○	○	○
	運営協議の場	○	○	○	○	○	○
⑤ 提言／提案	審議会・協議会・委員会等	○	○	○	○	○	○
	市民会議	○	○	○	○	○	○
	ワークショップ	○	○	○	○	○	○

実施結果

確認日	令和 年 月 日	実施確認	計画どおり実施した
確認者			計画どおり実施しなかった
実施しなかった理由			

※注意 業務管理工程表（当初・実績）の提出に併せて提出すること

【参考資料】市民参加の主な手法（機能別）

☆市民参加手法は一つの機能に限定されるものではなく、複数の機能を併せ持つものがあります。※P5 参照

1. 情報を提供する

名称・手法	概 要
広報誌への掲載	市広報紙に、事業・制度・募集・イベント・手続案内等を掲載し、市域全体へ定期的に届ける（紙面、デジタル版）。
ホームページへの掲載	市公式サイトに情報を集約し、資料・FAQ・手続・更新情報などを掲載する。
SNS を活用した周知	X/Instagram/Facebook/LINE で短文・画像・動画により情報を発信する。若年層や子育て世代など、オンライン中心の層への周知に有効で、ホームページ情報へのリンクとも連動させる。
町内会回覧板や掲示板の活用	町内会の回覧板、地域掲示板など地域の伝達網を使って周知する。
ポスター・チラシ・広告等の活用	ポスター掲示、チラシ配布、施設内掲示、広告掲載等で、視認性の高い形で情報を伝える。必要に応じて、学校・駅・スーパーマーケット等、市民が日常的に利用する施設への掲示を活用し、ホームページにアクセスしにくい市民にも情報が届くよう工夫する。

2. 理解を深める

名称・手法	概 要
出前講座	市職員等が地域(町内会、学校、団体等)へ出向き、制度・事業・暮らしのテーマを分かりやすく説明する講座。質疑応答を含むことが多い。
シンポジウム	シンポジウムは専門家が集まり、あるテーマについて話し合う公開の会議であり、専門家や関係者、市民が集まって最新の知識や情報を共有し、多様な意見を議論することで新たな発見や理解を深める公開型イベント。
フォーラム	シンポジウムと同様に、特定分野の関係者や市民が集まり、講演・報告・意見交換を通じて、課題共有やネットワーク形成を行う場(シンポジウムより参加型に寄る場合が多い)。
講演会	講師(専門家、実践者等)が一定テーマについて講話し、参加者が知識や視点を得るイベント。
市民説明会	行政が計画や事業の内容を住民に直接説明し、質疑応答や意見聴取を行う場。

3. 意見を求める

名称・手法	概 要
パブリックコメント制度	市の重要な施策・計画や、市民に大きく影響する条例の策定・改正・廃止の案を事前に公表し、これらに対して市民から幅広く意見等を募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定する制度。市民等は書面の持参、郵送、ファックス、電子メール及び電子申請で意見等を提出でき、意見提出用紙は市役所情報公開コーナーや支所出張所などの指定場所の他、案件に応じ担当課が必要と認められる場合は市民が日常的に利用する施設への設置も検討し、提出された意見等と市の考え方を公表する。
公聴会	重要な政策の決定に先立ち、市が市民の意見を求めるために行う意見聴取の機会。
アンケート調査	市政全般や福祉・子育て・環境・防災など特定分野について、市民・利用者の意識・要望・満足度・生活実態等を回答として収集し、総合計画や個別計画、事業見直しに反映する手法。
市民の声	市民の意見・要望・苦情等を日常的に受け付ける窓口。生活全般に関する声を広く受け止め、市政運営への反映と説明責任、情報共有を進める。ポスト・窓口・電話・メール・ファックス・電子申請等で、いつでも利用できる。
生活環境改善要望	各町内会が、地域住民から日常的に寄せられた道路・除雪・公園・上下水道等に関する声を取りまとめ、市に提出する仕組み。
市民会議	市民が主体となって地域の課題や政策について話し合い、意見を出し合う場のこと。
ワークショップ	少人数グループで意見出し、課題整理、アイデア検討、将来像づくり等を行う参加型手法。対話と作業を通じて合意点や案を作る。
市民の広場 2.0	開催ごとに設定するテーマについて、市民・市長・職員がワークショップ形式で対話する場であり、市民同士のつながりづくりや情報共有に加え、テーマに関する理解や気づきを深める機能を持つ。

4. 協議する

名称・手法	概 要
審議会・協議会・委員会等 (市民委員の参画)	重要な施策や計画の策定、条例・制度改正等にあたり、市民等の意見を反映しながら内容を検討する場として設置される附属機関。学識経験者や関係団体代表、公募市民が委員として参画し、継続的に審議・協議を行う。
運営協議の場	学校、福祉施設、公共施設等の運営に関して、利用者・地域・関係者・行政が定期的に情報共有し、運営改善やルールづくりを協議する場(運営協議会、学校運営協議会など)。

5. 提言・提案を受ける

名称・手法	概 要
市長へのまちづくり提言	市民が日ごろの暮らしで考えていること・感じていることや、市政への意見・提案を市長に直接届ける制度。内容に応じて担当部署で検討・回答する。ポスト・窓口・電話・メール・ファックス・電子申請等で、いつでも利用できる。
まちの政策 市民提案制度（案） 【原案検討中】	市民が、自らの発意により政策提案を行う制度。市民の主体的なまちづくりを推進し、条例第9条第3項の「提言を行う場」の一つと位置づける。地域課題の解決やまちづくりにつながるアイデアを募集し、対話や審査を経て採択した提案を、市が事業化につなげる仕組み。
まちづくりチャレンジ 協働事業	市民活動団体と市が対等な立場で実施する協働事業に対して補助金を交付する制度。事前相談や協議、審査会でのヒアリング、事業実施過程での調整を通じて、市民活動団体と行政が協議しながら事業を進める。
共創プロジェクト	団体・企業・大学等と行政が、地域課題の整理から企画、試行（実証）・改善、本格実施までを役割分担して進める取組。

【参考資料】 恵庭市まちづくり基本条例（抜粋）

第2条(定義)

第1号 市民 市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で活動する法人や団体又は個人をいいます。

第4号 協働 市民、議会、市などのまちづくりに関わるすべての人が、それぞれ対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動することをいいます。

第5号 参画 参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わることをいいます。

第4条（まちづくりの基本原則）

第1項 まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行います。

第2項 市民がまちづくりに参画する機会は、平等に保障されます。

第3項 まちづくりに関する情報は、市民、議会及び市が共有します。

第5条(市民の権利)

第1項 市民は、それぞれの自由な意思により、まちづくりに参画する権利を有します。

第2項 市民は、市が保有する情報を知る権利を有します。

第9条(市長の責務)

第3項 市長は、政策の形成に当たっては、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場などを設け、市民が参画できるよう努めなければなりません。

第12条(市民参加の推進)

市は、市民がまちづくりに参加できる場や機会を設け、ワークショップなど、市民が参画しやすい環境づくりに努めなければなりません。

第15条（市民意見の公募）

第1項 市は、市民生活に直接影響を与える重要な政策の決定に当たっては、公聴会、市民説明会、パブリックコメントなど適切な意見公募の方法によって、事前に市民の意見を求めるものとします。

第 17 条(情報の共有)

第 1 項 市民、議会及び市は、まちづくりに必要な情報を相互に共有します。

第 2 項 市は、まちづくりに関する情報を適正に管理し、積極的に提供します。

第 18 条(説明責任)

市は、まちづくりに関する情報を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

第 22 条(行政評価)

第 1 項 市は、効率的かつ効果的に事務を執行するため、行政評価を実施します。

第 2 項 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営に反映させなければなりません。

第 27 条(審議会等)

第 1 項 市は、まちづくりへの市民参加を進めるため、審議会などの附属機関及びこれに類する協議会等の組織(以下「審議会等」といいます。)に公募の委員を加えるよう努めるとともに、男女の比率、他の審議会等との重複などを考慮し、幅広く市民が参画できるよう配慮しなければなりません。

第 2 項 市は、審議会等が有効に機能するよう効率的で効果的な運営に努めるとともに、必要に応じて設置目的や役割などあり方の検討を行わなければなりません。